



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



Contents

❖通知・通達	2
❖事業	37
総務部/広報・監察部/国土農地部/建設部/運輸交通部 環境部/保健風営部/国際部/市民法務部/暴力団等排除総合対策委員会	
❖支部だより	56
県南支部/水戸支部/県西支部/県北支部/鹿行支部	
❖政治連盟ニュース	66
❖会員	68
新入会員の紹介/退会された会員/変更届/補助者の動静/家族の動静	
❖本会活動報告	72
❖事務局だより	73
❖編集後記	74